

「潟上市スポーツ推進計画」（案）の概要

計画の趣旨

平成23年6月に、「スポーツを通じて豊かな生活を営むことは全ての人々の人権である」ことを明記した『スポーツ基本法』が制定されました。この法律では、スポーツを取り巻く現代的課題をふまえ、スポーツに関する基本理念を定め、国・地方公共団体の責務やスポーツ団体等の努力等を明らかにするとともに、スポーツに関する施策の基本なる事項を規定しています。

本市においては、国の「スポーツ基本計画」や「秋田県スポーツ推進計画（スポーツ立県あきた推進プラン）」を参酌しながら、第2次潟上市総合計画及び第3次潟上市生涯学習推進計画の政策に掲げている、「スポーツ活動の推進」を具現化するとともに、市の特性に合わせた具体的な施策を明記するために策定するものです。

計画の位置づけ

この計画は、関係団体等と連携・協働し推進していくため、国の「スポーツ基本計画」や「秋田県スポーツ推進計画（スポーツ立県あきた推進プラン）」を参酌しながら、市の最上位計画「第2次潟上市総合計画」との整合性を図るものとしします。

計画の期間

この計画期間は、平成31年度から平成35年度の5カ年とします。

計画の本施策

【基本施策】

- 1 子どものスポーツ活動の推進
- 2 誰もが気軽に楽しめるスポーツ活動の推進
- 3 競技力向上を目指す選手の育成・強化
- 4 スポーツ施設の適切な管理運営

